

平成26年10月3日

奈良県知事 荒井 正吾 殿

奈良県教育長 吉田 育弘 殿

調査責任者 世界遺産国會議員連盟特別顧問

玉置 公良

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保全に関する 要望書に対する事情調査報告と県への提言

日頃の文化・自然環境行政のご尽力に敬意を表します。

さて、2014年5月29日に衆議院第2議員会館会議室において、世界遺産国會議員連盟に、「紀伊山地の霊場と参詣道」保全に関する要望書（740名の署名と共に）が手渡されました。それを受けた調査担当責任者として玉置公良議連特別顧問を中心に9月22日までの20回を越える関係者への面談及び現地調査並びに質問書の提出等を行ってきました。その間、樹木医の専門家にも現地調査を依頼し、報告書を提出して頂いたり、独立行政法人森林総合研究所等の報告も参考にしてきました。

玉置神社は、9月18日の氏子総代会の改選において、今回のようなことを繰り返さないことを望む役員体制が出来たと氏子総代の方々から報告を受けました。

十津川村では9月4日の面談で村長は、「このような問題が起きた事は残念で、村民の再認識が必要。村も保護管理能力を発揮できる仕組み等を検討したい」と表明されました。村議会でもこの問題が取り上げられ、村の宝を守る取り組みが進んできています。

奈良県は副知事が、今後の事については慎重に協議をしていくことを約束して頂きましたが、残念ながら担当課の質問書に対する対応・回答・内容は不誠実、不十分なものがありました。

この調査は、何が問題であったかを明らかにしてきましたが、当事者の責任追及のみを目的にするものではないことをスタート当初から申し上げてきました。この調査結果によって、問題点をあきらかにし、世界遺産をもっている当該地である玉置神社、十津川村、奈良県の自らの宝を主体性をもって保全し、発信していく意識を作り上げていくことが大きな願いがありました。世界遺産登録10周年を迎えた本年、玉置神社が世界遺産として登録された意義を再認識するのと同時に住んでいる人々の手で守り、その意義を世界に発信していく意識を作り上げていくことが、最も重要であると考えています。

以上の事から、今問題に対する調査報告と県への提言を提出させて頂きますので、これから県行政に反映させて頂く事を要請する次第です。

この結果と提言については、世界遺産国會議員連盟に報告すると共に文化庁や関係者報道等にも報告致します。

☆ 今問題に対する調査報告

1. 世界遺産への認識が欠落していた

奈良県担当課は、「『杉の巨樹群』は、世界遺産の構成要素ではない。また神代杉が樹生している場所は、プロパティゾーンではなく、バッハゾーン（緩衝地帯）である」と回答しているが、「杉の巨樹群」の中心である神代杉は、世界遺産の構成資産を形成した重要な背景を担っている具体的な構成要素でもある。その理由は、奈良県保存管理計画の「紀伊山地の靈場と参詣道」の構成資産及びその周辺環境を構成する諸要素において、「杉の巨樹群」が具体的な構成要素として記載している。

また神代杉は、バッハゾーンであるが、プロパティゾーンと共に「文化的景観」を構成するための関係性があり、両ゾーンの関係性によって文化的景観が形成される重要な要素であると世界遺産一覧表記載推薦書の「文化的景観の真実性及び完全性」においても記載されている。

紀伊山地の参詣道ルールでは、「世界遺産“紀伊山地の靈場と参詣道”は万物、生命的根源である自然や宇宙に対する畏敬を、山や森に宿る神仏への祈りという形で受け継いできた。日本の精神文化を象徴する文化遺産です。」と述べられている。

杉の巨樹群を構成している山岳信仰のシンボルでもある神代杉は、世界遺産「紀伊山地の靈場と参詣道」の構成資産を構成する「具体的な構成要素」である。したがって、植物生理だけの調査だけではなく、世界遺産である「文化的景観」も含めての総合的な視点で判断すべき重要なことだった。世界遺産への認識が欠落していた。

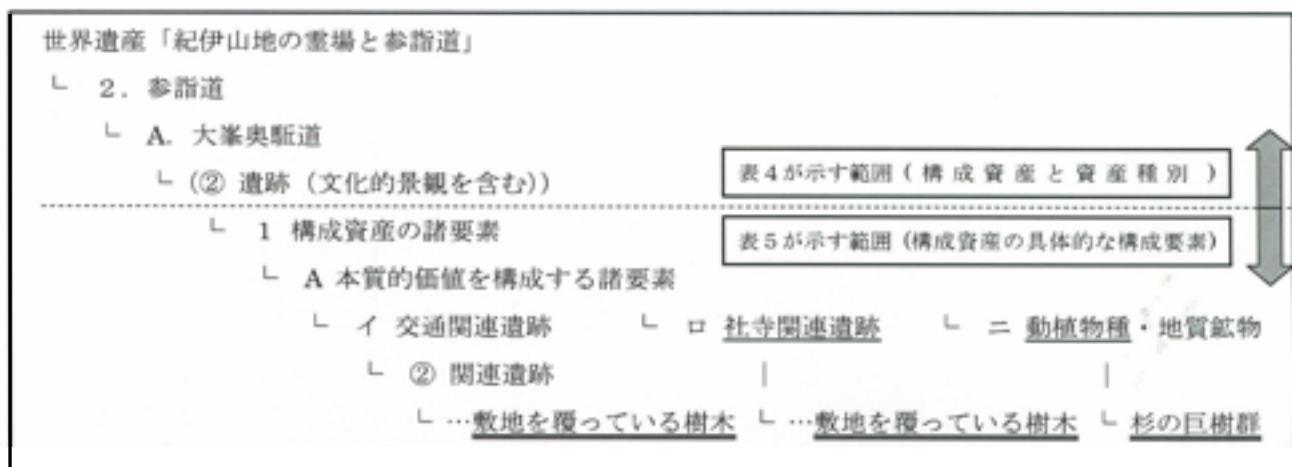
※ 参考資料

I. 保存管理の範囲についての記載

1. 世界遺産「紀伊山地の靈場と参詣道」保存管理計画（2005年度(H17年度)三県協議会発行）より

世界遺産「紀伊山地の靈場と参詣道」保存管理計画(分冊2)の11ページ～14ページ(添付の図2及び表4、表5)において、「紀伊山地の靈場と参詣道」の構成資産の本質的価値を構成する『具体的な構成要素』欄に、「杉の巨樹群」と記載されており、また、その「杉の巨樹群」に着生していた樹木については、「塵…(中略)…それらの敷地を覆っている樹木など」や、「(前略)…玉置神社の各境内に存在する…(中略)…それらの敷地を覆っている樹木など」の記述に該当するものと思われます。

表4と表5を解りやすく階層的に示すと下図の通りとなり、いずれも保存管理計画の対象範囲であることが解ります。



なお、世界遺産「紀伊山地の靈場と參詣道」保存管理計画に記載の指針等は、種々の関係する法令等の保護制度を包含したものであるため、関係する法令等における許可基準の、上位に位置するものです。

2. 着生木の伐採は不適切であった

「着生木が樹勢を弱らすため伐採した」と着生木が原因と言いながら、「着生木が植物生理上どのような作用で神代杉に悪影響を与えていたか」の質問には、一切返答がされていない。

今回の現状変更に係る許可判断において最も重要な点が全く答えられていない。それどころか、「着生木に着目しているわけではない」、「県の樹木調査診断は…樹勢回復につながる適切な診断結果と判断している…」との回答であり、全く道理の通らない回答であった。

しかし、この点については今問題の最も重要なポイントであり、県はきちんと説明する責任がある。そのことが今後二度と過ちをおかさないにつながる。

様々な着生木を御神木の巨大な幹から茂らせ共存してきた樹齢 3,000 年の神代杉は、地元の語り部等に、世界遺産の意義としての信仰のシンボルと共に、共生のシンボルとして語られ、崇拝されてきた事実がある。

県の樹木調査・診断事業報告には、「着生木の伐採が必要」と書かれているのみで、「樹勢回復のため」という伐採の目的すら書かれていませんが、仮に、伐採理由が“着生木が原因で神代杉の樹勢が衰退している”というものであるとしても、最も肝心な、その“学術的根拠”が一切示されていません。このため、公開質問状を提出したが、8月19日付の県からの回答文書は、これに一切答えていない（答えられない？）不誠実なものだった。

着生木の伐採は、私共の依頼した専門家の見解は、着生木については、森田樹木医事務所の考察報告（平成26年6月29日）の通り、法的には奈良県指定天然記念物条例の根拠法「文化財保護法」の「昭和二十六年文化財保護委員会告示第二号」中の天然記念物指定基準に『(九) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木』であることからも、天然記念物における価値基準の一つとして認められるものということが解る。

植物生理の観点からは、神代杉に限らず老木となり、枝葉の乏しくなった樹木は日差しや強風に晒されないように、その代替の役割からも、着生木が生育してくると指摘している。

屋久島の紀元杉などは伐採するどころか、環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町など全ての行政機関が、その普遍的価値を評価、認識し、保護に取り組んでいる。これらが協力編纂した図説では、「樹齢1000年を越えてから着生が多くなる」と述べられている。

・レッドデーターカテゴリ（国際自然保護連合）にも、スギは豊富な着生植物によってカバーされるという生態を持ち、むしろスギにとっては、生態学的に必要不可欠な現象だと指摘されている。

「自然と人間の営みによって形成された景観」として、信仰のシンボルとなっている神代杉である。

県の樹木調査診断は、故事・いわれ等の「禁忌（タブー）」のところは外されており、す

さんなチェックが見られた。また、世界遺産という視点でのチェックもない。

独立行政法人 森林総合研究所からの報告では、「着生木それ自体は、神代杉の成長に直接悪い影響を及ぼすものではない」と回答がきている。

今回の着生木伐採は、県の一方的な調査診断だけで判断するのではなくて、関係方面的意見を聞き、歴史上・学術上の価値の保存・継承を第一義として熟慮して判断すべきであった。また、総合的な保全の方法を検討すべきであった。

参拝者等への枝の落下などの事故防止や、単に天然記念物である杉の樹勢回復などといった一方向のみの観点だけでなく、保存管理計画にある通り、先ず学術調査記録などに基づく史実と、そして着生木が八百万の神々の顕現として、また共生のシンボルとしても信仰の対象であったという事実に基づき、その価値の保存・継承を第一義とした方策を探るべきであったと考えます。

樹木が枯れるということの理由は、外的要因としての大気汚染や植わっている根元の土を踏み荒らし、根が傷み水分養分を吸い上げる事が出来なくなるという人災によるところもあり、それらを総合的に検討した上で結論でなければならない。

着生木の伐採は不適切であった。

※ 参考資料

- 都道府県自然環境保全地域「玉置山自然環境保全地域：特別地区」〔1979(S54)11.13 指定〕【奈良県自然環境保全条例、自然環境保全法】より

「都道府県自然環境保全地域内訳表」における、『玉置山自然環境保全地域：特別地区』の“保全対象”、及び“保全対象の具体的な内容その他備考等”において、

保全対象 — 『天然林』

↳ 保全対象の具体的な内容 — 『温帯性天然林 及び 杉の巨樹群』

とあり、これに関するものとして、かつて県文化財保存課が編纂し、十津川村が発行した学術調査記録『十津川』の332ページに次の記録があります。

(3) 巨杉群落内の植物

神代杉や生楠(おいもち)杉等の巨杉下に生育する植物について、調査したのであるが、植物名を列挙すると、次の如きものがある。

木本類では、クロモジ・サワフタギ・ミカエリソウ・ニワトコ・シキミ・バライチゴ・コバネトネリコ・ウツギ・リョウブ・ノイバラ・アカマツ等が見られる。草本類では、ミヤマカタバミ・ミズタマソウ・モミジガサ・イナカギク・アキチョウジ・ユキノシタ・シュウメイギク等が生育している。

とあり、玉置山における『温帯性天然林』を構成する植物相の内、特に低木層について詳細に列記されています。つまり、これら天然林を構成する「リョウブ」を含む植物種は、県自然環境保全条例上においても、具体的な“保全対象”ということになります。

- 奈良県指定天然記念物「杉の巨樹群」〔1959(S34)2.5 指定〕【奈良県文化財保護条例、文化財保護法】より

『奈良県文化財保護条例』の根拠法『文化財保護法』における「昭和二十六年文化財保護委員会告示第二号」の「天然記念物指定基準」には、

『(九) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木』

とあることから、着生木は、天然記念物における価値基準の一つとして認められ得るものということが解

ります。したがって、神代杉において十箇所ほどにもなり、神代杉の樹幹を隠すほどにまでなっていた着生木は、天然記念物指定時（1959(S34)2.5 既にあった可能性がありますが）の有無に関わらず、天然記念物の重要な構成要素、もしくは将来的に重要な構成要素と成り得るものであることからも、伐採除去るべきどころか、逆に、努めて保護すべきものであったと考えられます。

この事は、三県協議会発行の、『世界遺産 紀伊山地の霊場と参詣道』の中（146 ページ）の『「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する包括的な保存管理計画』(H15.1.10) にて、

(3) 生きている資産としての価値の継承にも十分配慮した保存管理を行うこと。

とも述べられています。

II. 保存管理、整備・活用の基本方針についての記載

1. 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画（三県協議会 発行）より

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画(分冊 2) の 32 ページにおいて、

- 保存と復元に当たっては、発掘調査等の学術調査の結果を踏まえ、歴史的事実に基づき実施する。
- 人々の生活とともに継承されてきた道であることを踏まえ、歴史上、学術上の価値の保存・継承を第一義としつつ、歩行の安全性と利便性との調整に十分配慮した整備を行う。

とあり、この歴史的事実として、かつて県文化財保存課が編纂し、十津川村が発行した学術調査記録『十津川』の 314 ページに次のように記載されています。

第八章 玉置山の植物 第一節 緒言

「(前略) …玉置山の山頂付近は玉置神社の神域であって、此の地域では斧鍬(ふしん)を禁ぜられていたために、全国でも稀な巨杉群となり学術上貴重な存在となっている。… (後略)」

とあり、このことからも、古くから “禁伐林” として木竹の伐採が禁ぜられていたことが判ります。

したがって本来、管理者である十津川村は、このような学術記録をきちんと調べた上で、その“歴史的事実”に基づく判断をし、行為許可、もしくは進達にあたっては副申を付けるなどして考察を付すべきであったと考えます。

なお、保存管理計画と同時に三県協議会が発行した、『世界遺産 紀伊山地の霊場と参詣道』の 140~141 ページには、信仰などの“無形の文化遺産”的価値を測るための痕跡として、口承、また、

- ・ 信仰の山の中には物質的な文書資料または証拠を残すことが許されていないため、証拠が物理的な形態で存在しないものがある。
- ・ 信仰の山の中には、聖域とともに聖域を利用する人々も同時に保護するために、意図的に秘密にされているものがある

とも述べられていることからも、地域住民や、様々な関係者からの意見聴取や、学術記録が非常に重要であることが理解できます。

そして、保存管理計画にある「紀伊山地の参詣道ルール」では、

【紀伊山地の参詣道ルール】

世界遺産「紀伊山地の靈場と參詣道」は、万物、生命の根源である自然や宇宙に対する畏敬を、山や森に宿る神仏への祈りという形で受け継いできた、日本の精神文化を象徴する文化遺産です。

私たちは、このかけがえのない資産がもたらす恵みを、世界の人々がいつまでも分かち合えるよう、參詣道を歩くにあたって次のことを約束します。

【4 動植物をとらず、持ち込まず、大切にします。】

貴重な動植物が生息する紀伊山地では、存在するもの全てが大切な資産です。自然を愛し、守る心を持ち続けましょう。

とあり、これはまさに“八百万の神々の顯現”として、そして“共生のシンボル”として信仰されてきた神代杉の着生木そのものを述べているに等しいものだと言えます。

3. 県・十津川村・玉置神社・利害関係者間の協議連携は不十分だった

・伐採決定申請をしたのは、玉置神社宮司及び責任役員3人のみであり、氏子総代会も開かれていなく、氏子すら伐採の後知ることになった。

また、反対していた神官は辞めており、今までいた職員はほとんどいない。

昨年、崇敬者の方が、神社宮司に伐採反対と再考願いがあったこともわかった。

県の調査診断報告「神代杉の樹勢回復をするため」を受け判断したと責任転嫁する宮司。神社には、民主的な運営をしているとは程遠い実態がわかった。氏子総代会が9月に開かれ、今回の事を繰り返さない事を望む役員体制が実現した事の報告を受けた。これを機に正常な運営を期待したい。

・十津川村の担当者レベルでは、「進達」したのみと主体性のない対応だった。今回の着生木宿る神代杉は、世界遺産登録エリア内の「緩衝地帯」に位置することから、世界遺産管理上は、十津川村管理の案件であったと思われるが、指定文化財として、また自然環境保全地域としては奈良県の許可案件であり、一つの案件に対して管理者が交錯することからも、保存管理計画にあるように、様々な利害関係者の連携が必要な案件であった。この連携を実現するためにも、今回の問題を契機に、県や十津川村が中心となって、それらの早急な組織づくりを進められることを要望する。また、今回その役目を果たせなかつた「十津川村熊野古道小辺路及び大峯奥駈道の歴史的景観及び文化的景観保全条例」の見直しも視野に入れた適切な運用も求められる。

村長は、伐採後知ったという事から、今後の教訓として、世界遺産になっている足元の村として、もっと保全について主体性と関心をもって取り組むとの決意を聞いた。

また、村議会議員の有志は、この問題を重要視して取り組みだした事は評価をしたい。

・県には、昨年崇敬者から、伐採反対・再考願いがあったが、神社に対する再考指導や、十津川村に対しての十分な協議がされていたのか疑問である。

県は、樹木調査診断に関する質問にも全く答えていないように、一方的な見解を、押しつけていたのではないかと推察する。

今回の問題は、こうしたことから言えば、関係する玉置神社、十津川村、県や団体、地域住民が同じ共通認識を持ち、対応する必要があった。

県の文化財保護条例という上位条例があるとしても、十津川村は、「…景観保全条例」での審議会や関係者の声を聴くなどして、また、玉置神社にも十分協議がされている

のか確認をし、十津川村としての副申をつけて県へもっていく慎重な対応が必要であった。

県も、十津川村に対し、十分な協議をしてほしいという指導が必要であった。

県、十津川村、玉置神社、利害関係者間の協議連携は不十分だった。

本来求められていた保存・管理体制について以下述べる。

※ 参考資料

III. 管理運営体制等についての記載

1. 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画（三県協議会 発行）より

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画(分冊2) の 33 ページ～42 ページにおいて、

- 今後とも、三県協議会においては、少なくとも年1回以上の会議を開催し、遺産の保存管理状況について報告を行い、保存管理計画に定めた事項が徹底されるよう努めるとともに、保存管理に関する種々の問題が発生した場合には必要に応じて会議を開催するなど迅速かつ適切に対応できるよう運営する。
- また、三県協議会の結果は文化庁に報告し、必要に応じて関係省庁の機関とも協議を行い、円滑な意思疎通と情報共有に当たることとする。
- 構成資産を適切に保存管理していくためには、行政機関内のみならず、所有者である社寺・地元住民・来訪者等との連携・協力が不可欠であり、日頃から構成資産に対する保護意識を啓発していくことが必要である。

とあります。また、保存管理計画と同時に三県協議会が発行した、『世界遺産 紀伊山地の霊場と参詣道』の 142 ページには、信仰の山の保存と管理における主な利害関係者とその重要性について、そして 150 ページには管理運営のための人材育成及び組織づくりの推進について、次のように記載されています。

- 信仰の山における自然環境と人間の有意義な関係に鑑み、主たる利害関係者間の協力が信仰の山の管理を行っていく上で非常に重要であることが認識された。ここでいう主な利害関係者とは、地域社会、地元の住民、所有者、管理者、守護者、宗教団体、巡礼者、関係当局などである。
- 信仰の山の重要な遺産的価値を保存・管理するに当たり、地元住民の慣習が極めて重要な場合がある。
- 史跡等の適切な公開活用及び管理運営の諸事業に対する地域住民の主体的な参加を促すために、管理団体が中心となって人材の育成と組織づくりに努めること。

ここでいう（世界遺産としての）利害関係者を具体的に挙げると、地域社会（青年会、子供会、老人クラブ、商工会、学校 等）、地元の住民（村民、村議会、氏子 等）、所有者（社寺、十津川村 等）、管理者（十津川村）、守護者（ガイド、語り部、ボランティア、崇敬者 等）、宗教団体（修験者団体、社寺 等）、巡礼者（修験者、崇敬者、参拝者 等）、関係当局（奈良県、文化庁、環境省 等）。このようなところかと思われます。

☆ 今後の課題と提言

1. 神社の今後の計画では、常立杉の伐採や御神木周辺への盛土工事、肥料の施用や表土流出防止目的でのシャクナゲの植栽計画もあるとのことなので、今回の教訓をもとに、慎重な協議と判断が必要と考える。保存管理計画に基く総合的な対応を求める。さらに、着生木を伐採された後の神代杉の保全についても、早急な対応が必要である。
2. 着生木が植物生理上どのような作用で神代杉に悪影響を与えていたのかの質問には全く答えられていない。今回の現状変更に係る許可判断において、最も重要な点であり、県は、説明責任を果たすよう強く求めたい。
3. 着生木については、今回のような県の一方的な判断（今だに伐採理由が明らかにされていないが）ではなく、他の専門家や世界遺産という視点、歴史学術上の視点など、総合的な判断をすることが必要である。
4. 今回の問題は、単に着生木を伐った伐らないの話で済ませるものではなく、今後これを文化財保護、世界遺産保全にどう繋げて行くか、また住民の意識の向上が最重要課題であるので、保存管理計画にあるように、今回の問題を契機に、多様な利害関係者による組織づくりや意識向上を図っていくスタートとする必要がある。保存管理計画にあるように、三県協議会の開催や、県、十津川村、神社の円滑な意思疎通と情報共有などの日頃の連携、行政機関内ののみならず、地元住民、来訪者等との連携・協力など、行っていくことが重要である。
また、十津川村の「…景観保全条例」の制定意義は、そこに住んでいる人たちの意識で守ることが大事だとすることで世界遺産を守る意義を条例にしたのである。条例を作つても守ろうとした意義を再認識する必要がある。
また、役目を果たせるよう見直しも視野に入れた運用も考える必要がある。
5. 世界遺産登録10周年を迎えた本年、玉置神社が世界遺産として登録された意義や保全について関係する行政機関や、団体、地域住民が研修等を徹底し、同じ共通認識・理念を再確認し、共有する必要がある。と同時に、住んでいる人々の手で守り、その意義を国内、世界に発信していく意識をつくりあげていくことが最も重要である。
6. 今後、県民・村民の世界遺産登録の意義を盛り上げていく上で、今回の教訓を踏まえたシンポジウム等を開催していくことが重要である。
また、世界遺産保全に対する無理解な事案が全国的にも見られているが、今回の教訓を日本全国の世界遺産地へ拡げていくよう、文化庁へ働きかけて参りたい。

☆ 主な経過

2014年5月29日に衆議院第2議員会館会議室において、世界遺産国會議員連盟に「紀伊山地の靈場と参詣道」保全に関する要望書が手渡される。それを受けた調査担当責任者として、玉置公良議連特別顧問を中心に、9月22日の計24の関係者の面談及び現地調査を、質問書の提出、記者会見等を行ってきた。(十津川村、奈良県、玉置神社、要望者他)

その間、樹木医の専門家にも現地調査を依頼し、報告書(別紙)を提出して頂いた。

5/29 世界遺産国會議員連盟で要望書を受け取る(国会衆議院会館)

(740名の署名と共に)

文化庁にも調査を指示(国会衆議院会館)

6/4 要望書関係者から世界遺産議連の調査担当責任者である

玉置公良(特別顧問)と杉岡一弘(馬淵澄夫会長秘書)が具体的な要望説明を受ける(大阪)

6/12 文化庁記念物課世界文化遺産室長北山氏から報告が来る

6/13 十津川村長、教育長、担当課長から玉置公良特別顧問が事情を聞く(十津川村役場)

要望代表者と共に玉置神社神代杉の現地調査(玉置公良特別顧問同行)

6/17 十津川村議会議員に玉置公良特別顧問が事情を聞く(十津川村)

6/24 馬淵会長、阪口事務局長に中間報告(衆議院会館)

文化庁記念物課世界文化遺産室との話し合い

森田樹木医事務所から世界遺産国會議員連盟に、現地調査結果報告届く

6/25 奈良県庁で要望書代表者と共に事情を聞く(副知事、文化財課長)
(玉置公良特別顧問同行)

7/3 十津川村で話し合い(教育委員会文化財担当課長、課長補佐)更谷村長

7/7 村民の意見聴取作業

要望者との話し合い(奈良県桜井市)

7/17 玉置神社宮司、責任役員との面談(要望者も同行)

7/25 奈良県知事、教育長に公開質問状提出及び記者会見(奈良県庁)

8/7 森田樹木医事務所と会合(和歌山)

8/14 森林総研から神代杉の着生木についての回答

8/19 県からの回答書を受け取る。記者会見(奈良県庁)

8/20 回答に対しての要望者との話し合い(奈良市内)

8/21 報道各社へ県からの回答に対してのコメント発表

8/24 馬淵議連会長に回答結果報告と今後のことについて話し合い(奈良馬淵事務所)

8/28 十津川村長との話し合い(十津川村役場)

十津川村議員有志との話し合い(十津川村)

9/1 奈良県副知事と馬淵秘書杉岡氏と会談(奈良県庁)

9/4 十津川村長、教育長に公開質問状提出(十津川村役場)

9/10 関係者との面談(奈良市)

9/12 要望者との面談(京都市)

- 9／17 十津川村からの回答
9／21 玉置神社氏子総代と面談（十津川村）
9／22 要望者との話し合い（桜井市）